

# 政治倫理基準等違反調査請求書

平成 27 年 10 月 22 日

葉山町議会議長

調査請求代表者

黒下 行雄

葉山町議会議員政治倫理条例 第 4 条の規定に基づき、次の通り調査を請求します。

## 1. 調査請求の対象となる議員

- 1) 横山すみ子議員
- 2) 金崎ひさ議員

## 2. 調査請求の対象となる事由

両議員は、自身の会派広報誌「新葉クラブの町政報告 第 32 号(平成 27 年 4 月 15 日発行)」(以下、新葉クラブ町政報告)に、守屋亘弘前議員と山梨崇仁町長が議会への議案提出にあたかも裏取引をしたような印象を与える記事を掲載して新聞折り込みで葉山町内に配布し、町議選直前に有権者の誤解を煽り、守屋亘弘前議員と山梨崇仁町長の名誉を著しく傷つけただけでなく、町民に間違った概念を植え付けた。

これは、葉山町議会議員政治倫理条例 第 3 条(政治倫理基準)(1)「町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。

## 3. 調査請求の対象となる事由の内容 → 中殺

1) 新葉クラブ町政報告裏面の「信じたくない情報が」の中見出しで、“条例提案(平成 27 年 3 月議会に上程された地域手当引き下げ条例改正議員提案)が、町長の意向を受けてなされたという、耳を疑うような話が関係当事者(注1)から聞かされ、また、町長から取り下げしてほしいとも聞かされました”

と書かれた記事。(事実証明 1 )

( )および下線は調査請求代表者が付記。

注 1: 関係当事者とは、条例提案者の守屋亘弘前議員。

2) 新葉クラブ町政報告の発行者は、新葉クラブ責任者横山すみことになっているが、金崎ひさ議員は平成 27 年第二回定例会の一般質問で、記事内容について自身も承認したと述べている。(インターネット中継録画配信 6 月 18 日 本会議一般質問)



<町長の意向を受けてなされたことが事実確認できていない事実>

1) 守屋亘弘前議員は、調査請求代表者に「町長の意向を受けてした」と横山すみ子議員には言っていないと否定している。

2) 山梨崇仁町長は、第一回定例会の条例改正議案審査の委員会において「していない」と明言している。

3) 調査請求代表者が第三回定例会に提出した、陳情第 27-20 号「陳情 議員提案条例改正の町長との取引について事実解明を求める」の 9 月 30 日の議会運営委員会審査において、委員である金崎ひさ議員は、「言った言わないの問題であり議会で調査をすることにそぐわない」として不採択を主張し(結果は全員総意の「不採択」 事実証明 2)、自身の新葉クラブ町政報告記事内容について聞いた話を書いただけで事実確認していないことを暗に認めている。

以上のように当事者二人が記事内容を否定しており、しかも新葉クラブ町政報告の記事を承認した金崎ひさ議員自ら、聞いた話を書いただけだと認めており、新葉クラブの町政報告に書かれたことは誤解を誘発する造られた記事だと言える。

#### 4.その他 請求者意見

町長の意向を受けてなされたことが、仮に、事実であれば、職員報酬引き下げに関する条例改正を労組と協議権のある町長が協議もせず、協議権のない議員に頼み提案させるということであり、二元代表制の仕組みを壊す許されざる行為と言える。

さらに、新葉クラブの町政報告が発行された時の、横山すみ子議員は議会運営委員会委員長、金崎ひさ議員は議長という葉山町議会の要職の立場でありながら、事実かどうか解らないことを聞いた話としての記事で有権者の誤解を煽り、関係当事者と町長の名誉を著しく傷つけたことを申し添える。

※葉山町町議会議長が、葉山町選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

添付

事実証明 1 新葉クラブの町政報告 第 32 号 コピー 表/裏 2 枚

事実証明 2 平成 27 年第三回定例会議会運営委員会委員長報告 コピー

調査請求者署名簿